

70歳未満の自己負担限度額表

区分	1～3回目までの自己負担限度額	4回目以降
上位所得世帯 基礎控除後の年間所得 金額が600万円超	150,000円 総医療費が500,000円を超えた時は 超えた分の1%を加算します。	83,400円
一般	80,100円 総医療費が267,000円を超えた時は 超えた分の1%を加算します。	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

年齢により限度額が異なります。
 今月は70歳未満の人についてお知らせします（70歳以上の人の限度額は来月号に掲載予定です）。

病院の窓口で支払った保険診療分の自己負担額が1か月で高額になった場合、申請により限度額を超えた分を高額療養費として払い戻します。

国
保
通
信



問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎ 75-12159

〔高額療養費の計算方法〕

① 月単位で計算します。（月をまたがった場合はそれぞれで計算します）

② 医療機関ごとに別計算です。

③ 保険診療分の自己負担額が21,000円を超えない場合は高額療養費の計算対象とはなりません。計算対象となった診療分に付随する調剤分は合算されます。（入院した時の食事代など保険がきかないものは対象外です）

④ 同じ医療機関でも入院と外来は別計算します。

⑤ 同じ医療機関でも内科と歯科は別計算します。

⑥ 過去12か月に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上となった場合は4回目からは限度額が低くなります。

※ 高額療養費の支払い対象となった場合には、診療月の2か月後に市から封書にて通知します（2か月より遅れる場合もあります）。申請には領収証の提示が必要です。領収証は確実に保管し、必要分を持参してください。

※ 入院等であらかじめ高額な医療費が見込まれている場合は限度額認定証の事前申請をお勧めします。詳細は保険年金係までお問い合わせください。

健診結果でわかる
自分の健康状態

今年は、健診を受診された方一人ずつに結果の説明を行っています。



自分の健康は
自分で管理できるように
「健診を活用しよう」

健康管理のために、自分の健診結果を確認し、身体の状態に気づいてもらえるように、受診者のみなさんに個別で説明を行っています。

健診結果は、食べたり飲んだりしたことで、体の動かし方などが血液検査に表れます。



平成24年度の健診の結果、治療中の人で新たな病気等が見つかった人の数

高血圧や脂質異常症で治療している678人	糖尿病や脂質異常症で治療している226人	糖尿病や高血圧で治療している621人
↓	↓	↓
そのうち、糖尿病の治療が必要な方が34人見つかりました。	そのうち、高血圧の治療が必要な方が48人見つかりました。	そのうち、脂質異常症の治療が必要な方が161人見つかりました。

■ 自覚症状のない「生活習慣病」は、知らないうちに病気になったり、症状が進んだりします。「治療中だから、健診は受けなくてもよい」と言われますが、右図のような発見もありますので、健診を受けて健康管理に活用しましょう。

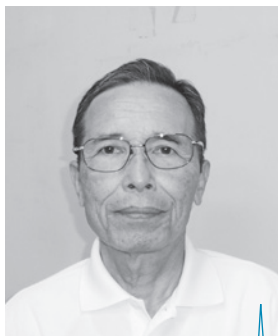
■ 問い合わせ 健康増進課

☎ 75-3355

住民さんの
声
vol.47

平成24年度特定保健指導
を受けられた
かつのり
井手 甲詔さん（多久町）

質問 生活習慣の改善を目指して取り組まれ、変わったことは？



体重：2.8kg 減
腹囲：4 cm減

毎日1～2時間歩くようにし、ご飯を量って食べるようにしました。